

第430回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和5年4月3日(木) 10:00～10:13

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、圓尾委員

○横山委員長 おはようございます。ただいまから「第430回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「特定小売供給約款の変更認可申請の補正に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について」に関しまして、池田取引監視課長から御説明を、よろしくをお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料3を御覧ください。

みなし小売電気事業者(7者)から行われた規制料金の改定審査につきましては、「1.

経緯」のところに書かせていただいておりますとおり、3月16日の第421回委員会における審議を経まして、「直近の燃料価格、卸電力市場価格及び電力先物価格を踏まえて、原価等を再算定することが適切である」という旨の一次回答を、経済産業大臣に対して行ったところです。

これを受けまして、経済産業大臣から各事業者に対して、本申請の補正に係る指示がなされ、3月29日から30日に掛けて、各事業者から経産大臣に対して本補正が行われたところでございます。

その上で、経済産業大臣から、当委員会に本補正についての意見聴取があったところでございます。

まず、補正申請の内容でございますが、各社とも燃料費と卸電力市場価格の双方が下がったことによって、各社とも総原価が下がることとなりました。ただ、北陸電力だけは、燃料費は下がったものの、購入電力量よりも販売電力量のほうが多いことから、全体としてはわずかな値上がり、原価上昇となっているところでございまして、北海道電力の原価が－7%、東北電力が－7.7%、東電EPが－11.7%、北陸電力が＋1.1%、中国電力が－0.7%、四国電力が－0.2%、そして、沖縄電力が－2.9%となっております。

それで、「今後の対応」でございますけれども、当委員会では、みなし小売電気事業者から寄せられた申請については、料金審査要領に沿って審査を行っているところ、この補正の内容につきましても、引き続き、査定方針案等を中立的・客観的かつ専門的な観点で、同専門会合において検討することとしたい。

その上で、専門会合から査定方針案が取りまとめられ次第、当委員会において審議し、経産大臣に対して意見回答を行うこととしたいと考えてございます。

御説明は以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとして、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんので、事務局（案）のとおり、経済産業大臣に意見回答をすることといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料4について、御説明いたします。

本年3月1日付け電力広域的運営推進機関（広域機関）から、経済産業大臣に対して、業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があったところです。

本日（4月3日）付けで経済産業大臣から、意見の求めがありましたので、これについて御審議いただきたいと考えております。

本日（4月3日）付けで経済産業大臣から、意見の求めがあったことについてですが、13行目にありますとおり、本件は、本年度4月1日付けで法施行が行われことにも関係するので、法の施行を待ってから経済産業大臣から意見の求めがなされたものです。

法施行の関係という点が20行目でありまして、電気事業法の改正に伴いまして、大規模蓄電設備が発電設備と同等に扱われることとなりました。

この関係で、32行目ですけれども、広域機関の規程類についても、同様に規定をすることにしております。

それから、ノンファーム型接続についてですが、37行目ですけれども、2021年1月から基幹系統に順次適用されてきていますけれども、ローカル系統に対しても、今月からノンファーム型接続の適用が開始となります。また、ノンファーム型接続の導入に伴う、いわゆる再給電については、本年12月末までに導入されることが示されております。これに伴いまして、必要なルールの整備を行うこととしております。

44行目ですけれども、連系線以外の流通設備に、今度は、その定義を拡張する。そして、一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の混雑を前提とした設備形成を行う。ノンファームですので、こういう規定を行うことになります。

それから、混雑を前提とした設備形成を行うこととなりますので、発電設備の連系時等に、その一般送配電事業者及び配電事業者が送電系統の容量確保を行うという概念が不要となりますので、規定を変更しております。

併せて、電源接続案件一括検討プロセスについても、この際、規定を削除することにし

ております。

それから、再給電方式の運用開始に関しましては、調整力以外の電源の出力抑制を行う旨について規定をしております。

また、出力抑制を実施した場合には、関係事業者（送配電事業者、配電事業者）から、広域機関に出力抑制に関する資料を提出し、広域機関は結果を発表するということでありまして、これについて、「経済産業大臣の認可を受けた日」又は「混雑が発生する場合の措置に対する託送供給約款の変更の効力が生じた日」のいずれか遅い日から施行することにしております。

それから、「グリッドコード整備の機動性確保のための変更」ということで、送配電業務指針の中の、系統連系技術要件の具体的内容をガイドライン等に記載することとしております。機動的に変えられるようにというものであります。

73行目以降ですけれども、「認可申請に係る意見」ということで、変更案の内容については、こうした法律の施行あるいは審議会で議論された内容を踏まえたものと考えておりまして、審査基準に照らして、特段の問題はないと判断しております。

ということで、資料4－3及び資料4－4で、「業務規程及び業務指針について問題ない」ことを回答したいと考えております。

「手続きの流れ」は78行目以降に書いておりますけれども、経済産業大臣の認可が必要で、その際に委員会の意見を聴取することになっております。

また、今回の改正の詳細については、後ろにいろいろと記載しておりますけれども、広域機関から出てきている新旧対照表も付いておりますので、それを御覧いただけると分かりやすいかと思います。

私からの説明は、以上になります。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

(発言等：なし)

ございませんようですので、それでは、これにて第1部を終了いたします。

——了——